



三重県公報

令和8年8月21日 (金)

第 747 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
511	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(健 康 推 進 課)	2
512	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による 育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(障 が い 福 祉 課)	2
513	漁船損害等補償法の規定による付保義務発生	(漁 政 課)	2
選 管 告 示			
32	公職選挙事務執行規程の一部を改正する告示	(選挙管理委員会)	2
公 告			
	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービ ス産業振興課)	3
	同伴	(同)	3
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	4
特 定 調 達 公 告			
	落札者を決定した旨	(デジタル改革推進 課)	4

告 示

三重県告示第 511 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 8 年 8 月 21 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	指定年月日
薬局	エンゼル薬局 桑名中央店	桑名市中央町五丁目 34 番	令和 8 年 8 月 1 日
薬局	ロビン・フッド久保田店 調剤薬局	四日市市久保田一丁目 3 番 25 号 ロビン・フッド久保田店 1 階	令和 8 年 8 月 1 日
薬局	ファーマライズ薬局 玉城店	度会郡玉城町勝田 3967 番 3	令和 8 年 8 月 1 日
訪問看護	訪問看護ステーション One Art 鈴鹿	鈴鹿市中江島町 18-20-303	令和 8 年 8 月 1 日
訪問看護	訪問看護ステーションメープル	名張市桔梗が丘 5 番町 9 街区 1812-13	令和 8 年 8 月 1 日

三重県告示第 512 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 8 年 8 月 21 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	指定年月日
薬局	ほのぼの薬局	松阪市曾原町 403 番 4		薬局	令和 8 年 7 月 1 日
薬局	ロビン・フッド久保田店 調剤薬局	四日市市久保田一丁目 3 番 25 号 ロビン・フッド久保田店 1 階		薬局	令和 8 年 8 月 1 日
薬局	ファーマライズ薬局 玉城店	度会郡玉城町勝田 3967 番 3		薬局	令和 8 年 8 月 1 日
訪問看護	訪問看護ステーション ABC リビング 三重	四日市市大字六呂見 442 番地 1		訪問看護	令和 8 年 8 月 1 日

三重県告示第 513 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第 112 条第 1 項の規定による同意があったと認めましたので、同法第 112 条の 2 第 3 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和 27 年農林省令第 18 号）第 25 条の規定により告示します。

令和 8 年 8 月 21 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

松阪加入区

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第 32 号

公職選挙事務執行規程の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 8 年 8 月 21 日

三重県選挙管理委員会委員長 長 尾 英 介

公職選挙事務執行規程の一部を改正する告示

公職選挙事務執行規程（平成7年三重県選挙管理委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（実費弁償及び報酬の額） 第94条 （略） 2 法第197条の2第2項の規定により、選挙運動のために使用する事務員、専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら法第142条の3第1項の規定によるインターネット等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の頒布又は法第143条第1項の規定による選挙運動のために使用する文書図画の掲示のために口述を要約して文書図画に表示すること（以下「要約筆記」という。）のために使用する者に対し支給することができる報酬の最高額を、別表第5のとおり定める。	（実費弁償及び報酬の額） 第94条 （略） 2 法第197条の2第2項の規定により、選挙運動のために使用する事務員、専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら法第142条の3第1項の規定によるウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の頒布又は法第143条第1項の規定による選挙運動のために使用する文書図画の掲示のために口述を要約して文書図画に表示すること（以下「要約筆記」という。）のために使用する者に対し支給することができる報酬の最高額を、別表第5のとおり定める。

附 則

この告示は、令和9年3月1日から施行する。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により四日市市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和8年8月21日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル四日市南店
四日市市小古曾東三丁目 2263-1 ほか
- 四日市市から聴取した意見
意見なし
- 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 意見の縦覧の期間及び時間
令和8年8月21日から同年9月24日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により桑名市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和8年8月21日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン桑名新西方
桑名市大字西別所字駒広 2104 ほか 45 筆
- 桑名市から聴取した意見
意見なし

- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和8年8月21日から同年9月24日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、伊賀市上下水道事業管理者職務代理者から通知がありました。

令和8年8月21日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和8年8月14日から同年11月15日まで
- 3 作業地域
伊賀市山神

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和8年8月21日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- | | |
|---------------|--|
| 1 特定役務の名称 | 三重県自治体情報セキュリティクラウド（第3期）構築及び運用・保守業務 |
| 2 担 当 部 局 | 三重県津市広明町13
総務部デジタル推進局 デジタル改革推進課 |
| 3 落 札 者 決 定 日 | 令和8年7月3日 |
| 4 落 札 者 | 大阪府大阪市中央区淡路町四丁目2番13号アーバンネット御堂筋ビル
N T T スマートコネクト株式会社 代表取締役 宮奥 健人 |
| 5 落 札 金 額 | 入札価格 583,000,000 円
契約金額 641,300,000 円 |
| 6 決 定 手 続 | 一般競争入札 |
| 7 入 札 公 告 日 | 令和8年5月8日 |

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
